

# 皇學館論叢

第三十五卷 第六号

(通卷209号)

論 說

国家間賠償の実施条件に関する一考察

—明治・大正期の事例を題材として—

伊藤 信哉 (一)

研究ノート

江戸初期における朱子学の展開と林羅山

—徳川家康との関わりを中心に—

趙 剛 (四)

書 評

大庭 脩 著

『漂着船物語 —江戸時代の日中交流—』

佐藤 三郎 (六)

彙 報

人文学会研究例会記録

第三十五卷 (平成十四年) 総目次

皇學館大學人文学會

(平成14年12月)

## 国家間賠償の実施条件に関する一考察

— 明治・大正期の事例を題材として —

伊 藤 信 哉

### □ 要 旨

幕末から明治・大正時代の日本が関与した国家間賠償の諸事例を分析してみると、国家間賠償が実施されるための条件は、以下の三点にまとめることができる。まず、当該の国際紛争において何らかの物質的な損失が発生していること。つぎに、紛争当事国の内部において「賠償実施の意思」が形成されること。そして、当事国間で賠償の名目や金額について合意が成立することである。このうち、「賠償意思の形成」と「合意の成立」は、相互に影響しあう関係にある。また、各当事国の意思決定者は、「基本的な国家戦略」「並行する諸案件」「国家間の力関係」「相手国の対応・態度」「国内政略と輿論の動向」「国際社会の諸規範・趨勢」「過去の事例からの教訓」を考慮しながら、賠償実施の可否を判断している。

### □ キーワード

国家間賠償 国際法 国際政治 対外政策決定 外交史

## 問題の所在

### 三、「賠償意思」の形成

一、賠償実施の基本的条件

四、合意の成立

二、具体的損失の発生

おわりに

## 問題の所在

個人と個人の付き合いが、友好的なものばかりでないのと同様に、国家と国家の関係も、協調的なものばかりとはかぎらない。しかも国家は、内部に多様な構成員を抱えており、かりに政府同士が良好な関係にあったとしても、一部の国民が相手国民と紛議を起し、それが国家全体の関係に深刻な影響を及ぼすことも少くない。

そのため「近代国際社会」は、このような国家間の不祥事を穩便に処理するべく、長い時間をかけてさまざまな規範やルールを確立してきた。国際法における「原状回復」の原則や「公式の陳謝」という手続き、そして「国家間賠償」という手法がそれである<sup>1)</sup>。

この近代国際社会に日本が参入したのは、十九世紀中葉のことであった。維新をへて政権は徳川幕府から明治政府に移ったが、この両政府とも、さまざまなタイプの紛争と、それを処理する経験を積み重ねていった。

そのなかには、一八六三（文久三）年の下関砲撃事件や一八九四（明治二七）年の日清戦争のように、大規模な武力の行使を伴う深刻な事例もあったし、これとは対照的に、日本の一官憲が不用意に在留外国人の財産を毀傷するといった、国家レベルからみれば瑣末といえる事件もある。

しかし、日本政府は総じて、これらの不祥事が国家の関係を損うような事態へと発展するのを防ぐべく努力し、多

くの場合、それに成功してきたのであった。

筆者はこれまで、日本政府が経験した、このような紛争処理の過程を、国家間賠償という見地から観察してきた。  
時期的には、ペリー来航から明治維新を経て、大正時代の終りまでのおよそ六十年間を対象とし、そこにどのような紛争が起き、当時の政府がどのように処理したかを、網羅的に検討したのである。<sup>②</sup> そのうえで、当時の日本人が「国家間賠償」という概念を、どのように理解していたかについても分析した。<sup>③</sup>

本稿では、これらの成果を踏まえたうえで、さらに一步を進め、「日本政府は、どのような条件が揃ったときに、紛争処理の手段として国家間賠償を選択したのか」という問題について考えることにする。

というのも、当時の日本政府が関与した紛争のうち、解決手段として国家間賠償が選択された事例は、筆者が確認しただけでも百例前後に達する。<sup>④</sup> ところが、よく似た事例でありながら、賠償を選択しなかった事例も数多く存在するのである。

しかし、なぜそのような相違が生じたのかについて、これまでほとんど検討されてこなかった。また管見の及ぶかぎり、このような視点から、当時の日本が関与した諸々の国際紛争を実証的に比較した研究も、これまで存在しないようである。<sup>⑤</sup>

そこで本稿では、幕末から明治・大正期の日本が経験した諸事例を用いて、「国家間賠償の実施条件」という、より一般的な問題について考察することにした。もとより、素材となる事例が地理的・時期的に限定される以上、そこから引き出される結論にも限界があることは確かだが、より本格的な研究のための、一つの出発点にはなるであろう。

## 一 賠償実施の基本的条件

国家間賠償とは「国家間に存する特定の案件の処理を名目として、当該国家間でなされる金銭給付のうち、国際違法行為に由来する国家責任を解除するために、または純然たる政治的目的のために実施されるもの」と定義される。<sup>(6)</sup>

また、国家間賠償の種類（類型）としては、「国際違法行為に対する法的義務の履行としての損害の補填」「紛争の政治的解決のための金銭の給付」「戦費賠償」などが挙げられる。<sup>(7)</sup>

このように定義され類型化される国家間賠償が、実際に行われるための基本的条件は、その類型とは無関係に、以下の三点にまとめられる。

まず第一に、具体的損失が発生していること。つぎに、個々の当事国において「賠償実施の意思」が形成されること。そして、当事国の間で賠償の実施に関する具体的合意が成立することである。以下、それぞれ見ることにする。

## 二 具体的損失の発生

当時の日本が関係した国際紛争のなかで、解決手段として国家間賠償が選ばれたのは、発端となった事件によって、何らかの具体的損失が発生した場合だけである。ここでいう具体的損失とは、もっぱら物質的なものをさし、純粹に精神的な損失は含まない。

一八六〇（万延元）年の「オランダ人船長殺害事件」は、ペリー来航を機に国を開いた日本政府が、外国から国家

間賠償の支払を正式に求められた最初の事例であった。この事件は、横浜に滞在中のオランダ人船長二名が、何者かによって殺害されたというもので、徳川幕府は五万ドルの賠償請求に対して、新小判二千両を支払っている。以来、日本は数多くの賠償事例に関与したが、それらはすべて、発端となった事件によって、何らかの物質的な損失が生じたものであった。

他方、損失が「純粹に精神的なもの」とどまった事件で、国家間賠償が実施された例は見つからない。

たとえば、一九一九（大正八）年に発生した「上海御眞影不敬事件」を見てみる。これは上海の共同租界で、大正天皇の写真に悪戯を加えたものが掲示されたという事件で、中国政府は、外交部参事を日本公使館に送って口頭で遺憾の意を伝えたほか、外交総長代理が同趣旨の覚書を認め、日本側に送付した。しかし本件について、国家間賠償は実施されず、日本側がその支払を要求した形跡も見当らない。

また、一九二四（大正十三）年七月に、在京米國大使館の敷地から掲揚中の星条旗が盗まれた「米國旗竊取事件」でも、幣原外相が即日、米國臨時代理大使を訪ねて遺憾の意を表明したほか、事件の翌日には犯人を逮捕し、盗まれた國旗を米國側に返還した。しかし本件に関しても、賠償はまったく問題とならなかった。

この二つの事例で賠償が実施されなかったのは、事件によって生じたのが、国家あるいは国家元首の名譽の毀損という、純粹に精神的な損失に限られたためと考えられる。

なお、以上に関して三つほど、注意すべき点がある。

その第一は、外國の皇族など、貴人が関与した事件に対する特別な取扱いである。右に述べた通り、国家間賠償が選択されるのは、物質的な損失が発生した場合である。ところが、貴人が被害の当事者となるような事例では、損失が物質的なものであっても、基本的に賠償は実施されないようである。

當時の日本が経験した、外国の王室族にまつわる不祥事件としては、一八八〇（明治十三）年の吹田事件と、一八九一（明治二四）年の大津事件、一八九五（明治二八）年の閔妃事件が挙げられる。このうち吹田事件は、来日中のドイツ皇孫が遊獵中に日本人と紛議を起し、駆けつけた巡査が皇孫に不敬を働いたというものである。<sup>12</sup>一方、大津事件は、日本の警官が来日中のロシア皇太子を襲つて傷を負わせた事件であり、閔妃事件は、朝鮮において日本公使の主導による武力政変が勃発し、朝鮮王后の閔妃が殺害されるという事件であつた。<sup>13</sup>

吹田事件については、巡査が皇孫を傷つけたわけではなく、たんに不敬な行為があつただけで、ドイツ側に物質的損失を与えたわけではないので、もともと賠償は問題とならない（謝罪式の実施と関係者の免職などで解決）。これに対して大津事件では皇太子の負傷、閔妃事件では王后の死亡という、それぞれ重大な「物質的損失」が発生している。ところが両事件の処理過程において、治療費や慰藉料などの名目で、賠償金の支払が提起されることは一度もなかつた。

その理由は明かでないが、貴人の生命や健康を金銭に置き換えて計算するという行為そのものが、礼を失したものであるとの発想が、関係者の間に存在したためではないかと思われる。<sup>14</sup>

第二に注意すべきは、損失の原因となつた加害国側の行為が、法（国際法・国内法）に違背するものであるかどうかは、賠償の実施に関するかぎり、本質的な重要性をもたないという点である。換言すれば、適法な行為によつて生じた損失に対して、賠償金が支払われた事例も少からず存在する。<sup>15</sup>

一八九四（明治二七）年に始つた日清戦争は、そのような事例の典型的なものである。この戦争で日本側は、戦費として約三億一千万円を投入した。そして、戦争に勝利したことで、戦後になつて清国から、軍費賠償金として庫平銀二億両（日本円に換算して約三億一千万円）を受け取つている。<sup>16</sup>

あらためて指摘するまでもなく、この当時、国家間の戦争は、それ自体が国際法に反するものではなかった。したがって、清国軍が適法な戦闘行為によって日本軍に損害を強いたとしても、また日本側に、莫大な戦費の投入を余儀なくさせたとしても、それは合法的な行為というほかない。

すなわち、右の二億両は、たしかに日本側が蒙った物質的な損失を埋め合せるものであるが、その原因となった清国の行為は、明かに合法的なものである。我々はしばしば、賠償を「違法行為によって生じた損害を補填する措置」とみなしがちであるが、当時の国家間賠償をみるかぎり、それにあてはまらない事例も少くない。

第三の注意点は、精神的損失の取扱いである。右に述べた通り、賠償実施の前提となるのは、あくまでも物質的な損失の発生である。しかしそれは、精神的な損失が、紛争処理のあらゆる局面で完全に無視されるという意味ではない。実際の事例をみると、被害者がうけた精神的苦痛などは、賠償の金額を決定する段階で考慮される場合が多い。

すなわち精神的な損失は、そのみでは賠償の実施条件にはならないが、まったく考慮されないわけでもない。それは、「精神的な損失だけでは、国家間賠償は行われない」という意味にすぎないのである。

### 三 「賠償意思」の形成

不祥事が発生し、それが国際的紛議にまで発展するなかで、当事国は解決のための具体的方策を練ることとなる。加害国の手で原状を回復したり、口頭や書面によって陳謝したりすることが、紛争解決のための手段として考えられるが、船舶の沈没や生命の喪失のように原状の回復が不可能であったり、また単なる陳謝では不十分とみなされたと



き、賠償の実施が選択肢として考慮されることとなる。

しかし、賠償が実際に解決手段として採用されるためには、当事国がそれぞれ事件解決のために、「賠償を支払う意思」と「賠償を獲得する意思」を持たねばならない。これが賠償実施のための第二の条件である「賠償意思の形成」である。

### (一) 意思形成の主体

国家間賠償は、その言葉通り、国家の間で取り交される賠償である。では、そのような賠償を実施しようとする意思は、具体的に、国家のどの部分で形成されるのか。

この点については、個々の事例によつて異ると考えらるべきであろう。たとえば一八七四（明治七）年の台湾出兵や、一九〇四（明治三七）年の日露戦争のような大規模な武力紛争の場合、その解決には国家の最高指導者が直接取組むのが普通であるから、賠償に関する決定も、閣議などの最高意思決定機関において下されることが多いと思われる。

これに対して、海外に住む日本人が暴動に巻き込まれ負傷したというような事例では、現地の日本領事が、相手国の出先機関と直接、善後交渉をおこなう場合が多い。そして、領事みずから解決条件の原案を起草し、本国政府の了承をとりつけたうえで、相手側に賠償を請求することも少なくない。その場合、賠償意思の形成主体は、原案を作成した領事と、それを承認した本国政府（外務省）の担当者であると考えられる。

いずれにせよ、賠償意思形成の主体は、事件の処理に主要な責任を負う個人または組織である。それは総理大臣や外務大臣であることもあるし、現地に置かれた出先機関の長にすぎない場合もある。

## (二) 意思形成の条件

それでは、事件の処理を任された個人または組織（以後「意思決定者」と称する）は、どのようにして賠償を実施する意思を固めてゆくのか。

筆者が当時の事例を比較検討したところでは、担当者は、以下の諸条件を勘案しつつ、賠償を解決手段として採用するかどうかを決めているように思われる。

- ・ 基本的な国家戦略との関係
- ・ 並行する諸案件との関係
- ・ 国家間の力関係
- ・ 相手国の対応・態度
- ・ 国内政略と輿論の動向
- ・ 国際社会の諸規範・趨勢
- ・ 過去の事例からの学習

本項では、これらの諸条件について個別に検討する。

### ① 基本的な国家戦略との関係

紛争の処理を任された意思決定者は、相手国との関係を損わないよう、なるべく穏便に問題を解決しようとするのが通例である。賠償を実施するかどうか、この点を踏まえて判断される場合が多い。

国家間賠償の実施条件に関する一考察（伊藤）

このような意思決定者の姿勢を、より高い視点からとらえなおすと、それは「相手国との関係を今後どのようにすべきかという、長期的な国家戦略と結びつけながら、紛争を処理しようとする態度」ということになる。

実際には、相手国との関係を意図的に悪化させる戦略が採られることは稀であり、友好関係を維持・増進する方針が採用されるのが普通であろう。そうであれば当然、個別の紛争も、可能なかぎり穏便に処理される必要がある。そこで意思決定者は、自己の判断や上司からの指示によって、このような国家戦略と矛盾しないようなかたちで、紛争を平和裡に解決するよう努め、そのなかで賠償実施の是非を判断することになる。

この紛争処理の根本方針となるべき「基本的な国家戦略」を、より詳しく見てみると、「二国間戦略」と「多国間戦略」に分けることができる。二国間戦略とは、右にみたような「相手国との間に、今後どのような関係を構築・維持してゆくか」というものであり、多国間戦略は、「既存の、あるいは変化する国際システムの中で、今後どのような地位を求めてゆくか」というものである。たとえば明治期の日本は、不平等条約の改正などを通じて、欧米諸国と対等な地位を獲得しようとしていたが、これは後者の「多国間戦略」にあたる。

## 二国間戦略の実例

まず最初に、二国間戦略が、意思決定者の賠償意思の形成に、影響を及ぼした事例をみることにする。

一九〇五（明治三八）年九月のポーツマス条約によって、前年二月から続いていた日露戦争は終結した。ところが、ロシア政府は戦後になって、日本側が戦争中に拿捕した露国船三隻の返還をはじめ、諸々の案件に関して原状の回復や賠償の支払を要求する。そのなかには、右の船舶の返還や日本が押収した私有財産の返還など、日本側の戦時中の措置に関するもののほか、関東州にロシア人が所有する不動産の使用料の支払など、戦後の措置に関するものも含まれていた。

日本側は当初、ロシア側の主張に対して「すくなくとも戦時中の案件に関しては、ポーツマス条約によって解決済みである」との立場をとる。しかし、一九〇七（明治四十）年七月に第一回日露協約を結ぶなど、日本はロシアとの協力関係を強化する戦略を採っており、本件も、その方針に反しないような形で決着させることとなった。

具体的には、まず戦時中の案件について、「すでに解決済み」という従来の立場は堅持しつつも、私有財産の返還請求などにかぎり、「純然たる恩恵問題」とみなして十万円をロシア側に交付することとする。また戦後の案件についても、二十万円を一括交付し、被害者にそれぞれ分配するようロシア政府に要請することとした。

ロシア政府も、この提案に基本的に同意する。その後、金額の増減などをめぐり曲折があったが、結局一九一一年（明治四四）年六月に正式な合意が成立。それに基づき「日露間諸案件解決交付金」等の名目で、五八万円がロシア側に交付された。<sup>17)</sup>

本件はまさに、日露関係の将来を見据えたうえで、その助けとなるようなかたちで紛議の決着を図ったものといえるだろう。

つぎに、一八九五（明治二八）年の「朝鮮への寄贈金計画」をみる。<sup>18)</sup>これは、同年夏に朝鮮国王に内謁した日本公使が、三百万円の寄贈を申し出たというものである。その名目は、さきの日清戦争で朝鮮半島が戦場となり、それが農作物の減収と財政の悪化を招いたことに対して、生じた損失を補填するというものであった。

この提案は、同年十月に勃発した閔妃事件などのため、結局実現しなかった。しかしもともと、この寄贈金は朝鮮側が要求したのではなく、日本側が自主的に支払を申し出たものである。そして、その背景には、日清戦争後の新たな東アジア情勢のなかで、朝鮮宮廷の対日感情を改善することにより、日本にとってより好ましい日朝関係を築こうとする思惑があったものと推定される。

つまりこの寄贈金計画も、日本の対朝戦略の一環として提起されたものであった。

### 多国間戦略の実例

続いて、「多国間戦略」が賠償問題の処理に影響を及ぼした事例を紹介する。

一九〇四（明治三七）年二月の日露開戦により、日本近海で航行していた中立国船舶のなかには、戦時禁制品輸送や封鎖侵破などの容疑をかけられ、日本の艦艇により拿捕・抑留されたものが少くなかった。この拿捕抑留、さらに船体や積荷の没収に対して、船舶の旗国や荷主の母国は、しばしばその不当を訴えて賠償を要求したが、その大半は日本側に拒絶された。<sup>19</sup>

しかし、一九〇五（明治三八）年二月に拿捕されたイギリス汽船イーストリー号の場合、横須賀捕獲審検所で詳しく取調べたところ、拿捕の不当性が明かとなり、そのまま解放された。そして戦後になって国際法に則り、拿捕に伴う損失として、およそ二九〇ポンドがイギリス側に支払われた。<sup>20</sup>

本件で、日本側が賠償の支払に応じた背景には、当時の日本が、イギリスをはじめとする欧米諸国との間に、いわゆる不平等条約を抱えており、その改正に尽力していたことがあげられよう。

すなわち、国際法を忠実に適用して本件を解決することで、欧米諸国のあいだに、日本が自分たちと同じ「文明国」であるとの認識を作りだすことをめざした。そして、そのような認識を梃子として、不平等条約そのものを改正し、欧米諸国と対等な地位を獲得するという、より大きな目標の実現を図ったものと考えられる。

もちろん、本件の意思決定者にそのような明確な意図があったかどうかは判らない。しかしいずれにしても、「欧米諸国と対等な地位の獲得」という国家の基本戦略が、本件の解決に影響を及ぼしたことは確かであろう。

このように、国家としての基本戦略は、意思決定者が賠償実施の意思を形成するにあたり、大きな役割を果たす。

したがって、われわれが個々の事例をとりあげて賠償実施の過程を分析する際には、それらを考慮に入れる必要がある。

## ② 並行する諸案件との関係

意思決定者は、賠償の可否を判断するにあたり、国家戦略のような長期的要因ばかりでなく、短期的な要素も考慮しなければならぬ。「並行する諸案件との関係」は、このような短期的要素のひとつである。こちらも、国家戦略と同じく「二国間の文脈」と「多国間の文脈」とに分けて考えることができる。

### 二国間の文脈において

二国間の文脈とは、要するに「相手国との間に、並行して別の懸案を抱えていないか。またその影響はどの程度か」という問題である。並行する懸案が存在し、それが重要なものであれば、当然ながらそれは、他の案件にも何らかの影響を及ぼすことになる。

明治の初年、戊辰戦争に勝利し、幕府に代って権力を掌握した明治政府は、すぐさま、いくつかの国際紛争の処理に取組まねばならなかつた。

一八六九（明治二）年のペイホー号事件は、これらの紛争の中でも、比較的よく知られたものである。これは同年五月、青森港において米国船ペイホー号が、新政府軍に抑留されるという事件であつた。抑留は四か月以上におよび、米国側の強硬な抗議によつてようやく解放されたものの、修理のために横須賀へ廻航される途中で難破沈没してしまつた。<sup>21</sup>

本件は、その後十年以上にわたり日米両国間の懸案となる。日本側は、一貫して抑留の正当性を主張しつづけたが、

一八八〇（明治十三）年になって示談に応じ、賠償金を支払うことによつて本件を落着させた。

日本政府がこの時期になつて、従来の方針を転換したのは、米國から「下関償金」の返還が見込まれるようになった影響が大きい。下関償金とは、一八六三（文久三）年に始つた長州藩と四國艦隊との軍事衝突、いわゆる「下関砲撃事件」のあと、徳川幕府（のちに明治政府）が、英米仏蘭の四か國に支払つた三百万ドルのことである。<sup>22</sup>このうち、米國はおよそ七八万五千ドルを受領したが、やがてその還付が議論されるようになった。<sup>23</sup>

日本側が、一八八〇年の時点でペイホー号事件の妥結を決意したのは、本件の紛糾が、この償金返還の動きを損ねることを惧れたためと思われる。そして米國政府と「まず賠償金として銀貨二万五千円を支払い、将来下関償金が返還された場合、さらに洋銀四万ドルを供与する」という解決条件で合意し、一八八三（明治十六）年に償金が返還されると、日本政府はこの約束を履行した。

また、同じく米國との紛争であるが、一九二二（大正十）年のラングドン事件も、同じ時期に存在した別種の懸案が、事件の解決に影響した事例である。<sup>24</sup>

一九二二（大正十）年一月、ウラジオオストックに碇泊中の米國軍艦アルバニーの機関長ラングドン大尉が、現地に駐留中の日本兵によつて射殺される事件が発生した。当時、日米両国民間には、カリフォルニア州第二排日土地法の制定などをめぐつて険悪な空気が漂いつつあつたため、日米關係への悪影響を懸念した日本政府は、穩便に事件を処理することにした。

具体的には、二月下旬に外務大臣が、駐日米國大使に遺憾の意を伝え、責任者の処分と賠償金の支払を約束する。そして、事件から二年が過ぎた一九二三（大正十二）年五月、米國側から賠償金の請求がなされると、金額などについて協議したあと、翌年七月に駐日大使に一万五千ドルを交付して、事件を落着させた。

本件について日本政府は、発生から一月あまりで米国側に陳謝するなど、迅速な対応に努めている（賠償の支払に三年以上の時日を要しているが、これは米国政府の賠償請求が遅れたためである）。これは右にもある通り、当時米国西海岸において排日運動が高揚しつつあり、ラングドン事件が紛糾すれば、排日の動きにも悪い影響を及ぼす恐れがあると、意思決定者が判断したためであろう。

これらの事例はいずれも、長期的な国家戦略のような基底的なものではないが、相手国との間に存在していた別の懸案が、意思決定者の賠償意思の形成に、効果を發揮した例である。

#### 多国間の文脈において

これに対し、「同様の問題を他の国々との間に抱えていないか。またその影響はどの程度か」というのが「多国間の文脈」である。

たとえば、ある国の要求に応じて賠償を支払うことが、他国との同種の懸案に重大な影響を及ぼす場合がある。もし、意思決定者がそのような影響を惧れて、賠償の実施を躊躇したとすれば、それはまさに、並行する他の懸案が多国間の文脈において、賠償意思の形成に影響を与えたということになる。<sup>25</sup>

これに該当する当時の事例としては、一九一一年（明治四四）年の辛亥革命があげられる。<sup>26</sup>

辛亥革命は、中国各地に混乱を引き起すばかりでなく、日本人をはじめとする在留外国人にも甚大な被害をもたらした。これに対し一九一三年四月、中華民国の外交総長は、革命による外国人の損害を賠償することを約束した。

そこで各国政府は、自国民分の賠償要求をそれぞれとりまとめ、中国側に提出する。日本政府も約七百件分の要求一覧を作成し、中国側に提示した。その後、賠償の範囲を間接損害にまで拡げるかどうかで対立が生じたが、最終的に日本とフランス以外の諸国は、中国側の主張を受け容れ、直接損害分のみで満足することにする。そこで日本政府



も、とりあえず間接損害についての要求は留保し、一九一四（大正三）年から翌年にかけて、直接損害に対する賠償として一七八万一千六百七十七兩（上海規銀換算）を受け取った。

本件に関する日中間の交渉で、中国側があくまでも間接損害に対する賠償を拒否したのは、これを認めてしまえば、ほかの諸国との交渉にも大きく影響するからである。言い換えると、中国の意思決定者が日本に対して、賠償の実施には同意したものの、その範囲を直接損害にかぎることに固執したのは、このような「多国間の文脈」によるところが大きかったといえる。

逆に日本側の意思決定者も、このような中国側の事情を理解していたからこそ、間接賠償の獲得を断念したのであった。その意味からすれば、中国が抱えていた「多国間の文脈」は、相手国たる日本の意思決定者の「賠償（獲得）意思の形成」にも、間接的に影響を及ぼしたといえるだろう。

以上見てきたように、二国間の文脈であれ、多国間の文脈であれ、並行して別の懸案が存在することは、しばしば意思決定者にとって、無視しがたい要素として働く。それは、ペイホー号事件のように、意思決定者に賠償の実施を決定させる一因となる場合もあれば、辛亥革命のように、賠償の範囲を狭めさせる要因となる場合もあるのである。

### ③ 国家間の力関係

#### 当事国同士力の差

賠償の実施に、当事国同士力の差が大きく影響することはいうまでもない。その最たるものが、戦争のあとに支払われる賠償である。日本は、日清戦争で賠償金を獲得したのに対し、日露戦争では賠償要求をロシアに峻拒された。この相違は、それぞれ講和会議の時点において、日本と相手国の力関係が大きく異っていたことに由来する。

もちろん、この両戦役に伴う賠償以外にも、当事国の力の差が、意思決定者の賠償意思の形成に影響した例は少ない。

すでに言及した一八六三（文久三）年の下関砲撃事件で、英米仏蘭四か国の代表と幕府の間で講和が成立したのは、一八六四（元治元）年十月のことであった。<sup>(27)</sup>

このとき締結された「下の関取極書」は、幕府が四か国に対して、合計三百万ドルを支払うとしている（第一条）。その名目は、「償金（indemnities）」「各国同盟船隊の諸雑費」「下の関を焼る償金（ransom for Shimonoseki）」の三つであった。<sup>(28)</sup>

戦争に伴う賠償は、日清戦争のように「投じた戦費を回収するもの」か、第一次世界大戦のように「相手国に与えた損害を補填するもの」であることが多い。ところが本件の場合、最後の「下の関を焼る償金」というのは、つまり「四国艦隊が下関市街を砲撃しない見返りとして日本が支払う金銭」であるから、賠償の名目としては相当に無理がある（ransomはふつう身代金と訳される）。また、三百万ドルという金額についても、英米両国の公使が高くとも二百万ドルと考えていたのを、フランスの主張により増額されたものであった。<sup>(29)</sup>

このように、いくつかの点で無理のある賠償要求を、幕府側の意思決定者が受け容れたのは、これら四か国と日本の間の「力の差」に対する彼の認識が、重要な働きをしたためと推定される。つまり日本側の意思決定者が、「現在の日本には、一戦を覚悟してまで四か国の要求を撥ねつける力はない」と考えたことが、賠償支払の意思を固めるうえで一定の効果を持ったのである。

そのほか戦争を伴わない、いわゆる平時の賠償でも、国家間の力関係が影響を及ぼすことがある。その例として、「南京事件」と「関東大震災後の中国人殺害事件」を比較することにする。

一九二三年（大正二）年七月、中国で第二革命が勃発し、それに続く混乱のなかで、いわゆる「南京事件」が発生した。<sup>30</sup>これは九月一日に政府軍が南京に入城した際、兵士が暴行や掠奪を働いたというもので、邦人の死者は三名、また邦人商家も数十戸が掠奪の被害に遭った。

日本側は事件のあと、南京領事が江蘇都督に抗議し、加害者の逮捕などを要求。さらに北京の日本公使が、加害者の処刑、都督の日本領事に対する陳謝、被害者に対する賠償など五つの解決条件を提出した。

中国側は九月十三日、これらの条件をすべて受け容れると表明。二八日には、南京領事館で都督による公式の陳謝がおこなわれた。賠償については交渉の末、翌年一月におよそ六四万ドルが、日本側に支払われた。

この南京事件からちょうど十年目にあたる一九二三年（大正十二）年九月一日、日本では関東大震災が発生する。この震災に伴う混乱のなか、今度は日本の軍隊や警察、自警団が、数百名の在留中国人を殺害する事件が発生した。<sup>31</sup>

ところが日本政府は、関係閣僚が会議を開いて事件の隠蔽を決定する。その後、中国から現地調査団が訪れた際も、「調査はしたが、組織的な殺害を裏付けるような証拠は一切見つからなかった」と主張した。さらに事件から五か月後、中国政府が正式に、犯人の嚴罰や遺族への救恤金の給付などを求めたが、日本側はこの要求も拒絶した。

本件における犠牲者の数は明かでないが、ある史料によれば死者四三七名、行方不明四六名、負傷者七七名にのぼるとされる。<sup>32</sup>これだけの犠牲者を出しながら、日本は中国側に賠償を支払わなかったのである。<sup>33</sup>南京事件で、三名の死者に対して、中国側が多額の賠償を支払ったのに較べると、あまりに大きな違いといえる。

このような相違が生じた理由の一つに、日中両国の力の差を見ることは不自然でないだろう。この点に関する、両国の意思決定者の認識が、賠償意思の形成において少からぬ効果を發揮したものと思われる。

具体的にいえば、「日本と中国の力の差は非常に大きい」という認識があったからこそ、日本側は南京事件で「必

ず賠償を獲得する」という意思を固め、反対に中国人殺害事件では、「賠償を支払う必要はない」と判断したのではなからうか。また中国側も、南京事件において早々に賠償の支払を決意したのではなかったか。

さすがに中国側も、数百名の自国民が殺害された後者の例では、日本政府に賠償を要求している。しかし、それほど深刻な事件ではなく、生じた損害も小さい場合、相手国との力の差が大きいがゆえに、被害国が最初から賠償の要求を諦める（泣き寝入りする）ことも、決して稀ではなかったと思われる。

### 第三国からの圧力

ここまで、当事国同士の力関係が、賠償意思の形成に及ぼす効果を見てきた。これに対して、第三国からの圧力が、賠償意思の形成に大きく影響した事例も散見される。

たとえば、一八九七（明治三十）年に発生した、ハワイ移民入国拒絶事件がそれである。

同年の二月から四月にかけて、当時独立国であったハワイ共和国は、日本からの移民およそ千二百名の入国を拒否した。これに対して日本政府は、ハワイ政府に抗議するとともに、生じた損害の賠償を要求する。

ところがハワイ政府は、自国の行為の正当性を主張して、本件を仲裁裁判に付することを提議した。日本側もこれに応ずる姿勢を見せたが、具体的な手続をめぐって交渉は難航した。

その後、ハワイは米国に併合される運びとなり、それまでにこの紛争が解決されるよう、米国政府が調停にのりだしてくる。その結果、一八九八（明治三二）年七月、米国政府の「説得」を受けたハワイ政府は、日本側に七万五千ドルを支払って事件を落着かせた。

本件で、ハワイ政府が賠償を決意した背景に、米国政府からの働きかけがあったことはほぼ間違いない。つまりハワイ政府は、米国の圧力を受けて賠償金の支出を決めたのである。それがハワイ政府の本意でなかったことは、わざ

わざ「布哇政府ハ責任即チ非行アルコトヲ自認セス且ツ之レマテ論議シタル主義ヲ棄擲セザレトモ和解ノ為メ」に七万五千ドルを支払う、と断っていることから明かである。

このように、賠償実施の意思形成に、相手国との力関係や第三国からの圧力が与える影響は大きい。それはしばしば、賠償を実施するかどうかを左右し、また賠償金の額を増減させる。その結果、客観的にみて賠償が支払われて然るべき事例でありながら、実施されずに終ることも稀ではなくなるのである。

#### ④ 相手国の対応・態度

賠償意思の形成に、相手国の態度が影響する場合もある。

明治維新直後の一八六八年三月二三日（明治元年二月三十日）、イギリス公使のパークスが、京都にて参内の途上、刺客に襲われる事件が発生した。警護に当った後藤象二郎らの奮戦により、公使はことなきを得たが、その護衛兵十名が負傷する<sup>(36)</sup>。

しかしパークスは、事件に関して日本政府の責任を追及することはなく、賠償も要求しなかった。そこで日本側は、賠償に代るものとしてイギリス側の負傷者に対する「養育料」の提供を自発的に申し出、一万四千ドルをイギリスに支払った<sup>(37)</sup>。

本件で、イギリスが日本に賠償を求めなかったのは、日本政府が事件に対して深い遺憾の意を表明し、また犯人を厳罰に処するなど、できるかぎりの措置を講じたことを評価したためと考えられる。本来、外交使節の生命が危険に曝され、護衛の兵士が傷つけられたのだから、当然その治療費などの名目で、賠償を要求して然るべきところを、イギリス側は日本政府の対応をみて、その要求を抛棄したのだった。

また、一八八九（明治三二）年に発生した「防穀令事件」も、相手国の態度が賠償意思の形成に影響を及ぼしたと思われる事例である。<sup>38</sup>

朝鮮は、その開国以来、日本に向けて米や大豆などを大量に輸出していた。しかし農作物の大量流出は、朝鮮国内における価格の騰貴をもたらし、また不作に陥った際に、深刻な食糧不足を招くおそれがあった。

そこで一八八三（明治十〇）年、「朝鮮国議定諸港ニ於テ日本国民貿易規則」が改訂されるのを機に、朝鮮で伝統的に行われてきた「防穀」の制度を認めることとする。これは、国内で食糧が不足するおそれのあるとき、朝鮮側が一時的に食糧の輸出を禁ずることができるというものであった。

この制度に基き、一八八九（明治三二）年から翌年にかけて、咸鏡道と黄海道で防穀令が発せられる。ところが日本側は、当該地域に凶作等の事実はなく、防穀を命じるのは不当として、その解除や責任者の処分、邦人商の被った損害の賠償を朝鮮政府に要求するに至った。

日朝の交渉は数年に及んだが、賠償額などをめぐる対立が解けず、清国による調停も不首尾に終ったため、日本側は一八九三（明治二六）年五月、二週間の期限をつけた最後通牒を発する。<sup>39</sup>さらに、日本の弁理公使がソウルから引き揚げる姿勢をみせたため、ついに朝鮮側も交渉の妥結に合意した。その結果、朝鮮は日本に対して咸鏡道防穀令事件に対する九万円と、黄海道防穀令事件に対する二万円の、合計十一万円を支払うこととなった。

本件が、数年にわたって曲折と遷延を重ねたにもかかわらず、一八九三年の時点で日本側に有利なかたちで決着した背景には、日本側の強硬手段（最後通牒と公使引き揚げ）があつたように思われる。すなわち交渉の最終段階で、日本側が強い態度に出たことが、朝鮮側に賠償を実施する意思を固めさせたのである。

この両件を観察すれば、相手国の対応や態度の、賠償意思の形成に与える影響が、決して小さなものでないことは

明かであろう。

### ⑤ 国内政略と輿論の動向

これは、政治に対して輿論の及ぼす影響の大きな国や、外交問題に対する議會（野党）の発言権が大きな国において、とくに重視される要素である。

重要な国際紛議の解決交渉において、賠償を抛棄するなどの妥協を行った場合、時の政権はしばしば、野党から厳しく追及される。さらに、このような野党の攻撃に、輿論の動向が一致すると、選挙での敗北や政権交代に発展する場合も稀ではない。

そこで意思決定者は、つねに国民や野党の目を意識しながら、問題の解決を図ることになる。そしてそれは、賠償の実施や、請求金額に関する判断にも影響する。

日本の場合、少くとも幕末や明治初期においては、意思決定者は野党や輿論の動きに、それほど神経を尖らせる必要はなかった。個々の賠償事例を調べてみても、当時の意思決定者たちが、輿論の動向を気に掛けていた形跡はほとんど見当らない。

ところが時代が下るにつれて、次第に状況が変化する。日露講和会議で、日本全権が賠償要求を抛棄したことに憤激した国民が、講和反対を唱えて暴動を起こした一件は、そのような変化を象徴するものであろう。

そうしたなか、意思決定者の賠償意思形成に、「輿論」が重大な影響を及ぼした事例が発生する。一九一九（大正八）年の天津事件がそれである。<sup>40</sup>

この年は、北京で始った「五・四運動」をきっかけに、排日の動きが中国各地で表面化した年であった。天津でも、

現地の日本人商業会議所の役員などが暴行を受け、負傷する事件が発生する。

事件に対して天津の日本総領事は、直隸省長などと善後交渉を開始する。その結果、遺憾の意の表明と見舞金の贈呈、加害者の検挙処罰を、中国側が自発的に提案することで、事件を落着させることにした。また見舞金の額は、医薬料および直接損害の分として、銀三千ドルでほぼ内定した。

ところがこの段階で、事件の被害者が、見舞金の額が少いことに憤慨し、医療費および予後療養費として八一九三ドルを請求するよう総領事に働きかける。また居留民の中からも、総領事の弱腰を批判し、慰藉金として少くとも五万ドルは取るべきとの声が挙った。

総領事はこれらの要求に屈する。そして謝罪の形式について中国側と折合わなかったのを機に、それまでの交渉を白紙に戻し、あらためて日本の側から、公文によって正式に、謝罪や加害者の処罰などを要求する方針に転換した。賠償についても、医薬費のみで慰藉金は不要としたが、その金額は銀六七一三ドルに増額された（その後の交渉で、六二六三ドルに減額されて決着）。

本件の賠償額について、総領事はもともと二千ドル程度が適当と判断しており、初期の交渉で合意した三千ドルであつても、総領事の見解からすれば過大である。しかし被害者や、現地の居留民団はさらに高額の賠償を求め、総領事に圧力をかけたのだつた。そしてこの「現地輿論」の圧力が、本件における意思決定者の一人である総領事の判断を変化させ、それが相手国との交渉にも反映される結果となつた。

本件は地方的な紛議であるが、現地の輿論が賠償交渉に影響した典型的事例である。もちろん、より大規模な賠償事例で、輿論や野党の意向が、意思決定者の判断に影響を及ぼした事例は少くない。そのため意思決定者は、そのような要素も考慮に入れて、賠償の可否を判断する必要に迫られることになる。



## ⑥ 国際社会の諸規範・趨勢

本稿はここまで、主として国家間の権力構造や、国内外の権力関係が、意思決定者の賠償意思形成に及ぼす影響について論じてきた。これに対して国際法に代表される、国際社会における諸々の「規範的要素」や、戦争や賠償に対する認識の変化のような「歴史的要素」もまた、賠償意思の形成に影響を及ぼしている。ここでは、それらをまとめて取上げることにはしたい。

### 国際法

本稿の冒頭で述べた通り、ヨーロッパを起源とする「近代国際社会」は、国家間の不祥事を穩便に処理するべく、長い時間をかけて、さまざまな規範やルールを確立してきた。それらの多くは、これまでに条約や慣習国際法として具体化されている。国家間賠償という制度も、これらの規範の一要素として組み込まれ、具体化されてきたのであって、賠償額の算定方法なども、ある程度まで規準が立てられるようになった。<sup>(4)</sup>

現実の国際紛争が、これらの規範に即して処理されるのは、決して珍しいことではない。また賠償実施の可否が、この観点から判断されることも多い。むしろ多くの場合において、意思決定者はこれらのルールを参照したうえで、自らの判断の一助とするのである。

前出のイーストリー号事件は、国際法を忠実に適用するかたちで紛争の解決を図り、相手国に賠償を支払った事例として典型的なものである。そのほか、日清戦争の直後に発生した「スエレス号事件」も、同種の事例とみることができる。<sup>(5)</sup>

一八九五（明治二八）年六月、清国は媾和条約の規定により、日本に台湾を引き渡した。ところが台湾において、

割譲に反対し共和国として独立する動きが生じたため、日本政府は現地に軍隊を差し向け、これを武力で鎮圧する。日本の鎮圧作戦が終りに近づいたころ、台湾南部の安平から、イギリス汽船スエレス号が厦門に向けて出港した。これをみた日本の常備艦隊司令長官は、この船に独立運動の中心人物が乗船していると判断、麾下の通報艦八重山に追跡を命じる。八重山は厦門から十五海里の公海上でスエレス号を停止させて船内を搜索、さらに十数時間にわたって同船を抑留した。

イギリス側は、八重山の行為は国際法に違反するとして、日本政府に抗議する。日本側は事実関係を調査のうえ、国際法に反する行為があったことを確認すると、ただちにイギリスに対して、正式に文書で遺憾の意を示すとともに、関係者の処分と損害の賠償を約束した。<sup>(4)</sup>

本件で善後処理を担当したのは、外務大臣臨時代理の西園寺公望である。彼はイギリスの抗議に接すると、ただちに外務省の法律顧問デニソンの意見を徴した。そしてデニソンから、「八重山の行為は明確に国際法に違反する」との回答を得ると、伊藤博文首相とも協議したうえで、謝罪と賠償を決意している。

つまり本件では、意思決定者が賠償の実施を決断するにあたって、国際法のルールが大きく影響したのだった。逆に、国際法が賠償意思の形成を妨げた例もある。おなじく日清戦争の直後に発生した「天橋丸事件」である。

これは日本の商船天橋丸が、日清開戦の直後に、その事実を知らずに清国の港に入り、そのまま抑留された事件である。<sup>(5)</sup>天橋丸の船体と乗組員は、ほどなく日本に送還されたものの、戦後になって関係者が、抑留による損害の賠償を求めて、日本政府に訴え出た。

これに対して日本政府は、「交戦で生じた損害に対して賠償を要求する権利は、講和条約の締結によって基本的にすべて消滅するから、もはや清国政府が、交戦で生じた損害について日本国民の要求に応じる義務はない」として、

その訴えを却けた<sup>(46)</sup>。また閣議において、今後同種の請願は、すべて却下すると決めている。

このような日本政府の判断は、右にもあるように「講和条約により、戦争に伴う賠償の請求権は、すべて解決されたものとする」という、国際法における一般的なルールに即して下されたものである。日本政府は、下関で開かれた日清媾和会議の席上、戦勝国の立場に乗じて、さまざまな要求を清国側に突きつけたが、本件に関しては国際法のルールを尊重し、清国に対して新たに賠償を請求することはなかった。

### 先例

意思決定者が賠償意思を形成するさいに、しばしば考慮にいれる第二の規範的要素は「先例」である。

ここでいう先例とは、慣習国際法の成立にも関係する、当時の国際社会で広く踏襲されていた一般的事例のみをさすわけではない。当事国や関係国のあいだで、過去に同様の事例がどのように処理されたか、という意味での先行事例も含まれる。

一九二〇（大正九）年の五月から六月にかけて、中国では南北両政府（北京政府と広東政府）の軍隊が、湖南省の支配権をめぐる干戈を交えることとなった。

衝突のさなかの六月十一日、同省の湘潭で、日清汽船会社の武陵丸と同社の代理店などが、南軍兵に掠奪される事件が発生する（湖南事件<sup>(47)</sup>）。同社の邦人社員一名も殺害され、その遺体は切断されて街頭に晒された。

事件に対して中国側は、殺害された社員への弔慰金の支払などを認めたが、その金額をめぐる交渉は紛糾する。日本側は、本件と同時期に、同省の岳州で米人宣教師が殺された事件に対して、米国政府が要求したのと同額（銀四万五千元、中国側も受諾）を提示するが、湖南省の代表は一万元程度で十分と主張。その根拠として、一九一八（大正七）年に発生した、奉天兵の邦人商殺害に対する賠償が七千円であったことや、今回武陵丸は危険を知りつつ湘潭に

寄港しており、岳州事件と同列には論じられない、といった点を挙げた。

本件の結局、銀一万五千元で妥結するものの、この交渉で両国がそれぞれ金額算定の規準としたのは、過去に発生した類似の案件であった。このように意思決定者は、過去の先例を踏まえて賠償を要求したり、その金額を算出した  
りすることがあるのである。

なおこれに関連する事例として、日露戦争中に発生した「パロス号事件」について触れておきたい。本件は、戦争中に日本側に拿捕された、ドイツ汽船パロス号の乗組員の私物が、抑留中に紛失したというものである。<sup>(48)</sup>交渉の結果、日本政府は四五一円余を給付して事件を落着かせたが、そのさい、日本政府はわざわざ文書でもって、この措置は日本側の任意によるもので、これを先例にしないと確認している。

このようなことが、いちいち文書で確認されたということは、換言すればその当時、国際紛争の処理にさいして、「先例」が少からず重視されていたということであろう。

### 歴史的变化

意思決定者が紛争解決交渉のなかで、国際情勢における何らかの「歴史的趨勢」を感じとったことが、彼の賠償をめぐる判断に影響を及ぼすことがある。たとえば、第一次世界大戦後のドイツ賠償問題がそれである。<sup>(49)</sup>

第一次世界大戦の講和条件を議するため、一九一九（大正八）年一月からパリで対独講和会議が開かれた。

連合国の一員として会議に参加した日本政府も、ドイツから賠償金を獲得し、それによって投じた戦費（十五億五千万円余）と蒙った損害（十五億円弱）を回収することを期待して、全権代表団を送りだす。<sup>(50)</sup>

ところが、もともと講和会議が開かれる前から、ドイツに対して連合国が、その戦費まで賠償として請求すること  
は否定的な声があった。そして講和会議でも、ドイツに対して戦費は原則として請求せず、損害（交戦期間中に、

陸上海上空の攻撃によつて、連合国の人民とその財産がうけた一切の損害）のみを要求することが決定される。

しかし、この決定に日本はとりたてて異議を唱えず、戦費に関する賠償請求を放棄する。さらに損害額についても、その算定基準が厳しく設定され、要求額を大きく引き下げざるを得なくなつたときも、これに従つた。<sup>(5)</sup>

日本が賠償に関してとくに強く主張しなかつた理由としては、以下のものが挙げられよう。まず、大戦によつて日本が、蒙つた損害以上の莫大な経済的利益を得ていたこと。また損害額そのものも、戦場となつた欧洲諸国に較べれば僅少であつたことである。

さらに、この大戦で日本が、米英仏伊とならぶ「五大国」の地位を獲得し、新たに設立される国際聯盟で常任理事国の席が約束されていたことも重要と思われる。日本にしてみれば、戦後の新しい国際システムのなかで獲得しつゝあつた地位に較べれば、賠償の多寡など瑣末な問題であり、それにこだわつて、いたずらに他国の不信を買うのは得策でないとの判断が働いたものと思われる。

日本政府は、おそらく右のような国家戦略上の要因を考慮して、賠償の獲得を一部断念したものと思われるが、会議に参加した諸国の中には、戦争賠償の概念そのものの変化を感じとり、そこから賠償の放棄を決めた国もあつたのではなからうか。

そのような国があつたとすれば、それらの国々は、かかる歴史的变化を踏まえて賠償の一部（戦費賠償）の請求を断念し、あるいは自発的に抛棄したといえる。そして、それらの国々の意思決定者の、時代の趨勢に対する認識こそが、その国の賠償意思の形成に大きく影響したと見ることができよう。

筆者は今のところ、そのような国がどれほど存在したのか、確認するだけの史料を持たない。しかし一般論として、<sup>(52)</sup>も、歴史的趨勢に対する意思決定者の認識は、賠償意思の形成に大きな影響力を持つものと考えられる。

## ⑦過去の事例からの学習

意思決定者は、直面した国際紛争を適切に処理するために、過去の事例から、より良い対処方法を学ぼうとするところがある。

たとえば、ある国との紛争を解決すべく交渉に臨んだものの、公式の外交ルートによる協議が行き詰ってしまったとする。そこで非公式のルートを通じて事態の打開を図ったところ、予想以上に状況が好転し、自国にとって有利な結果が得られたとする。

すると次に、その国と似たような問題で交渉する場合、当然そのときの経験を活かし、非公式ルートによる交渉を巧みに織り混ぜることで、ふたたび有利な結果を得ようとするであろう。

これが、過去の事例から学習し、それを将来の紛争処理に反映するという意味である。さきに挙げた「先例」と似てはいるけれども、それよりも遥かに幅広い内容を含む行為といえる。

賠償意思の形成に関していうと、「賠償の形式や名目はどのようにするのがよいか」「金額はどの段階で提示すべきか」といった点で、過去の事例における学習の成果が反映されることになる。時には、賠償実施の可否そのものを過去の事例に照らして判断することになるかもしれない。

当時の日本が経験した国際紛争のなかにも、そのような事例は存在する。「鄭家屯事件」と「寛城子事件」という、ともに大正期に発生した日中間の紛争がそれである。

一九一六（大正五）年八月、吉林省の鄭家屯で、日中両軍が衝突する事件が発生した。<sup>33</sup> 事件の発端は、在留邦人と中国兵の小さな諍いだったのだが、それが両軍の武力衝突にまで発展し、日本側に十二名、中国側に四名の死者をだ

す結果となる。<sup>(54)</sup>

中国側は事件の地方的解決を希望したが、日本側は両軍の直接衝突という事件の性格を重く見て、北京で交渉することを求める。そして中国側に、解決案として「日本政府の要求」四項目、「中国側の自主的な実行を期待する事項」四項目、計八項目を提示した。賠償に関する要求は、後者の最後に挙げられており、被害者と遺族に対する慰藉金という形式をとった。

しかし、日本側が提示した解決条件の中に、中国の士官学校への日本人教官の招聘など、今回の事件とは直接関係のないものが含まれていたため、交渉は難航する。賠償についても中国側は、日中双方の犠牲者に、それぞれ弔慰金が支払われるべきと主張した。この点について日本側は、事件の責任は中国側にあり、そのような対等な措置は認められないと反駁したが、中国側の同意を得ることはできなかった。

十月八日、駐華公使は外務省に今後の交渉の見通しを述べ、このさい兵士と警官に対する慰藉金の要求は撤回すべきと建言。外務省もこれを容れて、慰藉金の要求はその大半を抛棄することとし、事件の発端となった在留邦人の負傷についてのみ、請求することとなった。

この譲歩を中国側も歓迎、金額（金五百円）についても、日本側の提案に同意する。その後、その他の条件に関する交渉が妥結するのを待ち、一九一七（大正六）年一月に、事件解決のための公文が取り交された。

この鄭家屯事件での経験は、三年後に発生した寛城子事件に活かされる。

一九一九（大正八）年七月、同じ吉林省の寛城子で、ふたたび中国兵と日本兵が衝突する事件が発生した。<sup>(55)</sup> 事件の発端も鄭家屯事件とよく似ており、満鉄の邦人駅夫を中国兵が殴打したというものであった。しかし、この些細な事件が、その後武力衝突へと発展し、日本側に死者十九名（うち警官一名）、負傷者十九名（うち民間人二名）を出すこ

となる。

日本側は、今回の事件も責任は中国側にあるとしたが、一方で、自らの措置に不適切な点があったことを認める。これに対して中国側も、事実関係にくわえて、その責任についても直ちに承認した。日本側は事件を穏便に処理するとの方針を立て、中国政府に正式な陳謝や責任者の処分などを求める一方、軍人と警官に関する賠償は、はじめから要求しなかった。

ただし、戦闘中に多数の銃弾を打込まれた邦人料理店の損害や、事件の発端となった邦人駅夫と、流れ弾で負傷した民間人の治療費などについては、別に協議することとなる。

しかしこの交渉も、双方の協調的な態度から順調に進展し、駅夫への見舞金や料理店への損害賠償などとして、合せて二千円が支払われることとなった。なお流れ弾による負傷民間人の治療費については、被害者が相当の資産を持つことなどから、日本側が自発的に要求を取下げた。そして一九一九（大正八）年十二月、賠償金が日本側に交付され、ここに事件は解決した。

この二つの事件は、背景となる政治的状况が違っており、単純に比較することは難しい。しかし、鄭家屯事件の処理に際して得られた教訓は、寛城子事件の解決交渉に、確実に活かされているように思われる。たとえば軍人と警官の死傷者について、鄭家屯事件では日本側が賠償を請求したものの、交渉を紛糾させた挙句、結局要求を取下げざるを得なかった。そこで寛城子事件では、軍人と警官に関しては最初から賠償を要求せず、またそれ以外の解決条件についても、過大な要求を当初から自制することで、事件の円満な解決に成功している。<sup>56</sup>

このように、意思決定者が参照する過去の事例が、賠償意思の形成に影響を及ぼすことがある。これもまた、今まで見てきたさまざまな要因と同様、見落せないものである。



以上、意思決定者が賠償意思を形成するにあたり、考慮される諸条件について見てきた。これらの条件をそれぞれ勘案したうえで、意思決定者が、相手に賠償を要求した方がよい（または賠償の支払を認めた方がよい）と判断したとき、そこに賠償意思が形成されるのである。いかなる種類の紛争であれ、この賠償意思が形成されることなしに、賠償が実施されることはありえない。

なお、大規模な紛争の場合、国内に複数の意思決定者が存在するのが普通である。彼らは必ずしも認識や利害を同じくせず、賠償実施の可否についても対立する場合が少くないが、そのときは当然、国内で調整が行われることになる。

#### 四 合意の成立

当事国の内部で、それぞれ賠償の意思が形成されたとしても、それだけではまだ、賠償は実施されない。さらに当事国のあいだで交渉が行われ、合意が成立する必要がある。

そもそも「賠償の意思」とはいつても、意思決定者はただ漠然と「賠償を実施する意思」のみを持つわけではない。彼らは賠償実施の可否とともに、どの程度の金額を支払うのか、どのような名目にするのかといった問題についても決断を下している。

ところが加害国と被害国の間で、このような細かい点に至るまで、最初から見解が一致することはほとんどありえない。そこで、これらについて交渉する必要が生じるのである。

## (一) 合意すべき内容

当事国のあいだで合意が必要なものは、たんに賠償を実施するかどうかだけではない。その名目や形式、金額などについても、それぞれ交渉し、意見が一致しなければならぬ。これらについて意見が対立し、合意に達しない場合、かりに賠償の実施そのものについて合意していたとしても、結局実行されずに終ることになる。

まず、賠償の名目とは、「金銭の給付にどのような理由をつけるか」という問題である。加害国が全面的に責任を認めたとうえで、そのまま「賠償」という言葉を使うこともあるが、責任の所在をあえて明かにせず、「両国友好のため和解金」などとして支払われる場合も多い。先に挙げたスエレス号事件(第三節二項⑥)は前者の例、ハワイ移民入国拒絶事件(第三節二項③)は後者の例にあたる。

つぎに賠償の形式とは、文字通り、どのような形で賠償を提供するかという問題である。一括して支払うのか分割にするのか(戦費賠償のような大規模なものでは分割になることが多い)。分割のときの利子はどのように計算するか。そして通貨は何を用いるか。

この使用する通貨に関して、有名なのが日清戦争のときの賠償である。このときは、一般に利用される海關兩ではなく、庫平銀兩が計算単位として採用された。ところが庫平銀兩は、その価値が厳密には定まっておらず、さらにそれを英貨(ポンド)に換算する必要があつたため、実際に賠償を受け取る段階で、具体的な金額を確定するのに苦労することとなつた。<sup>(57)</sup>

また、賠償の名目とも関係するが、加害国が自発的に金銭を給付するかたちにするかどうか、しばしば交渉の焦点となる。

どこであれ、総じて国家は体面を重んじる傾向が強く、加害国の側は自発的な給付を望む場合が多い。とくに排外暴動による損害を償うような場合、政府が非を認めて賠償を差し出す形になると、政府は弱腰であるとして、国内で攻撃されることが少くない。そこで政府は、かたちだけでも自発的に支払うことにしたいと主張するのである。さきに紹介した天津事件（第三節二項⑤）が、その典型例である。

さらに、賠償の金額についても合意が必要である。受け取る側が多くを求め、支払う側が少い金額を主張するのは当然であるが、そこで妥協が成立しないかぎり、賠償は実施されない。

なお、金額をめぐる交渉で注目すべきは、それがきわめて大づかみなものである点である。つまり生じた損失に対して、厳密な査定を共同で行うことで、賠償額を詰めていくようなことはほとんどなされない。

たとえば南京事件（第三節二項③）で、当初日本側は九八万七四五ドルを請求した。中国側は、この数字が過大であると反駁、結局六四万一八四五ドルで決着する。しかしこの数字は、事件による損失の金銭的価値を、日中共同で細かく検討した結果として出されたものではなく、単純に最初の数字から、三五パーセントを差引いただけのものであった。

また日清戦争の軍費賠償金についても、日本政府は当初三億両を要求し、これに清国が難色を示すと、ただちに二億両に引き下げている。軍費の賠償という名目や、伊藤博文の「償金ハ即チ軍費ヲ償フ為メナレハ我ニ於テ何ノ得ル所モナシ」<sup>(58)</sup>という媾和会議の席での発言にも拘らず、その数字の出し方は、きわめて大雑把である。少くとも、戦費の計算書を清国側に示して、要求額の正当性を裏づけるといった手順はとられなかった。

これらに加えて、賠償の範囲について議論がなされることもある。とくに問題となるのは間接損害の扱いで、たとえば暴動によって破壊された商店の、営業停止による逸失利益まで賠償に含めるかといった点が、しばしば交渉の対

象となる。前掲の辛亥革命の賠償交渉（第三節二項②）でも、そこが交渉の焦点の一つとなった。ただ、これは広い意味で、賠償の金額をめぐる交渉に含まれるとみることもできよう。

繰返しになるが、当事国の間で合意が必要なのは、賠償を実施するという基本方針だけではない。右のような細部にわたる交渉が行われ、それら総てについて合意が成立してはじめて、賠償が実現するのである。

## （二）賠償意思形成過程との相互作用

本稿では、議論を判りやすくするため、「損失の発生」「賠償意思の形成」「合意の成立」という三つの条件について、順を追って説明してきた。しかし実際の紛争では、あとの二つは並行して進められ、相互に影響しあう場合が多い。

いうまでもなく、賠償の原因となる国際紛争そのものは、具体的損失を伴う不祥事の発生によって開始される。しかしその後の展開について、実際の事例をみてみると、紛争開始の直後、つまり意思決定者が賠償に関する判断を下すまでに、とりあえず最初の交渉を行い、相手側の態度を確認する場合が少なくない。そして多くの場合において、意思決定者は相手国との交渉を重ねるなかで、賠償の可否やその名目、形式、金額などを、随時決断してゆくのである。また、意思決定者が交渉に先立ち、賠償獲得の意思を固めていたとしても、交渉のなかで、他の解決条件と引き換えにそれを抛棄することがある。あるいは、賠償は実施するけれども、その金額を当初の見込みより引き下げることも多い。

これらの場合において、賠償意思の形成過程と、合意を成立させるための交渉過程は、相互に影響を与えつつ、並行して進んでいると見ることができよう。すなわち、交渉のなかで相手側が示す姿勢は、「相手国の対応・態度」とし

て意思形成過程にフィードバックされる。また、賠償意思形成過程のなかで、意思決定者があらたに決定を下すと、それは並行して進められている交渉の場に、新しい提案として持ちだされ、その適否が議論されるのである。

### おわりに

以上が、当時の日本が経験した事例のなから引き出される、国家間賠償の実施条件に関するモデルである。

あらためてまとめると、国家間賠償とは、①具体的損失を伴う不祥事件によって引き起された国際紛争を解決するために、②各当事国の内部において賠償を実施する意思が形成され、③当事国同士で賠償の目や形式、金額などについて合意が成立したときに実施される。このうち、②と③は相互に影響しあう関係にあり、また各当事国の意思決定者が、実際に賠償意思を形成するさいに、国家としての基本戦略をはじめとする、さまざまな要因が影響を及ぼすことになる。

このモデルは、あくまでも幕末から明治・大正時代にかけて、日本が関与した事例の中から引き出されたものではない。しかし、さらに工夫することにより、他の時代や地域の賠償事例に応用することも可能ではなからうか。

たとえば第二次世界大戦のあと、日本は周辺諸国に対して国家間賠償を支払った。その過程で第三国のアメリカが、日本やこれらの国々に対して、さまざまな働きかけを行ったことはよく知られている。このアメリカによる働きかけが、各国の意思決定者の判断にどのように影響し、それが賠償問題の処理にいかなる効果をもたらしたか。このような問題関心に対して、本稿で提示したモデルは、一定の分析枠組を提供しうるように思われる。

また、このモデルはもともと、賠償の実施条件を理論化する目的で作られたものであるが、賠償以外の諸条件、た

たとえば「公式の陳謝」などにも応用可能と考えられる。紛争解決の過程で、公式の陳謝がなされるのはどのような場合か。このような問題を考えるさいに、右の賠償条件のモデルは参考になるだろう。

一方、本稿では十分に解明できなかった点も、いくつか残されている。

その一つは、賠償意思の形成に影響するさまざまな要因について、それらが相互にどのような関係にあるのかという点である。もちろん、個々の事例ごとに重視される要因は異なるのだが、それは意思決定者の個人的な性格に由来するものか、それとも事例としての特徴によるものか。

この点については、複数の事例を緻密に比較し、分析してゆく必要がある。これについては今後の課題としたい。

また、同じく賠償意思の形成に影響する諸要因についてであるが、その何れが重視されたかという点について、時代ごとの特徴は存在するのか。たとえば、明治初期の日本では国際法などの「規範的要素」が重視されたのに対し、大正期にはむしろ、当事国同士の力関係が賠償実施のうえで決定的な要因となる、といったふうな「重視される要因の歴史的变化」はあったのだろうか。

これについても、今回は十分に目を配ることができなかった。しかし、非常に興味深いテーマであり、また日本外交の時代的特徴を知るうえでも重要な問題と思われるので、今後も考えてゆくことにしたい。

#### 註記

(1) そのほか、戦争のように重大で深刻な国際紛争を解決する手段として「領土の割譲」が用いられることもあった。たとえば普仏戦争（一八七〇―七一年）の講和条件を定めたフランクフルト条約は、フランスがドイツに賠償金として五十億フラン

を支払うほか、アルザス・ロレーヌ地方を割譲することも規定している。しかし二十世紀に入ると、この手段は「次の紛争を準備するもの」であり、解決手段としては不適切とみなされるようになっていった。

(2) 伊藤信哉「明治前期における日本の国家間賠償(一)(二)」『レファレンス』第五六三・五六四号、一九九七・一九九八年。

同「明治後期における日本の国家間賠償(一)(二)」同誌第五七四・五七五号、一九九八年。同「大正期における日本の国家間賠償(一)(二)」同誌第五八二・五八三号、一九九九年。

(3) 伊藤信哉「国家間賠償の定義に関する一考察―明治・大正期の事例から―」『国際研究論集』第十三巻四号、二〇〇一年。

(4) 同右、一七二一八〇頁。

(5) フランス革命以降の欧米諸国における国家間賠償の歴史を概観し、日本が関係した事例を紹介した著作としては、斎藤栄三郎「賠償の実証的研究」早稲田出版社、一九五六年がある。また国家間賠償を国際法の法理と関連づけて分析した研究として、入江啓四郎「国際法上の賠償補償処理」成文堂、一九七四年が重要である。ただこれらは本稿の主題である「賠償実施の条件」にはほとんど言及していない。

一方、当時の日本の対外関係そのものを分析した研究であれば、これまでに膨大な文献が公刊されている。たとえば、幕末維新期を対象とした代表的な研究書だけでも、以下のものが挙げられる。尾佐竹猛「国際法より観たる幕末外交物語」文化生活研究会、一九二六年。大熊眞「幕末東亞外交史」乾元社、一九四四年。下村富士男「明治維新の外交」大八洲出版、一九四八年。石井孝「明治維新の国際的環境」増訂版、吉川弘文館、一九六六年。大塚武松「幕末外交史の研究」新訂増補版、宝文館、一九六七年。最近の研究では明治維新史学会「明治維新と西洋国際社会」吉川弘文館、一九九九年や、同「明治維新とアジア」吉川弘文館、二〇〇一年、安岡昭男「幕末維新の領土と外交」清文堂出版、二〇〇二年、鶴飼政志「幕末維新期の外交と貿易」校倉書房、二〇〇二年などがある。これらは、当時の賠償を取巻く状況を理解するうえで非常に参考

になるが、複数の国家間賠償事例の相互比較に、的を絞った研究というわけではない。

- (6) 伊藤、前掲「国家間賠償の定義に関する一考察」一六〇頁。
  - (7) 伊藤、前掲「明治前期における日本の国家間賠償(二)」一二六一―三三頁。
  - (8) 大塚、前掲書、三二頁、一〇六一―七頁、一四二―四頁。なお賠償金額については、後日さらに千四百ドルを追加している。
  - (9) 『日本外交文書』大正八年二冊下巻、文書一一七二、一一八一―二、一一八七、一一九七、一二〇六、一二二二、一二三三、一二二八、一二三二、一二四三、一二六〇。
  - (10) 『日本外交文書』大正十三年一冊、文書二〇〇―二。また『東京朝日新聞』大正十三年七月二、三、五日号。「米国旗窃取事件解決願末」『外交時報』第四七二号、一九二四年。
  - (11) ただし後者の事例では、国旗の窃取という「物質的な損失」が発生しているが、これについては現物の返還により原状回復が行われているため、さらにその分について賠償を実施する必要はない、と判断されたものと考えられる。
  - (12) 吹田事件については『日本外交文書』第十三巻、文書一〇八一―三、および内山正熊「吹田事件(一八八〇年)の史的回顧」『法学研究』第五二巻五号、一九七八年。なお内山論文は、巡査の行為は不敬には当たらないと指摘している(三二頁註二)。
  - (13) 大津事件についての基本的な外務省記録は『日本外交文書』第二四巻、文書三八一―一〇一。同事件については、これまで歴大な研究が蓄積されてきたが、筆者がとくに参考にしたものとして、田岡良一「大津事件の再評価」新版、有斐閣、一九八三年を挙げておく。また関妃事件に関する基本的な外務省記録は『日本外交文書』第二八巻一冊に収められている(文書三五三一―四七四)。
  - (14) 国内に類例が少いため、この推測はあくまで仮説の域を出ないのだが、参考までに一九一四年のサラエボ事件(オーストリア皇太子夫妻暗殺事件)でも、賠償金の支払は全く問題にならなかったという事実を指摘しておきたい。
- 国家間賠償の実施条件に関する一考察(伊藤)



(15) 日本の国内法においては、適法な行為や、天災その他の事故によって生じた損失を補填するための金銭給付を「補償」と呼び、違法な行為によって生じた損害の補填である「賠償」と区別することが多い（法令用語研究会『有斐閣法律用語辞典』第二版、有斐閣、二〇〇〇年、「賠償」および「補償」の項）が、国家間賠償の場合、そのような区別はほとんどなされないのが実情である。

(16) 伊藤、前掲「明治後期における日本の国家間賠償（一）」三四―三五頁。また清国は、これとは別に、日本軍による威海衛の保障占領に関して、その経費の一部（庫平銀百五十万両）も負担している（同右、三五頁）。

(17) 本件について詳しくは『日本外交文書』第四二巻一冊、文書一一四―一八、第四三巻一冊、文書一一五一―一六、第四四巻一冊、文書二一四―一四七。

(18) 本件については伊藤、前掲「明治後期における日本の国家間賠償（二）」七六―七七頁、また『日本外交文書』第二八巻一冊、文書二四八―五四。

(19) 日露戦争時の拿捕、抑留および撃沈の実例については『日本外交文書』第三七・三八巻別冊一、第一章、文書二〇五―一八〇、別冊二、第二章、文書一五六―一八一、別冊四、第四章、文書三一―三五一、別冊五、第五章、文書三五―五二。また日本の拿捕・没収措置に対する他国からの賠償請求事例の一覧が同右、第三七・三八巻別冊五、第五章、文書五二附記に掲出されている。

(20) イーストリー事件について詳しくは、外務省外交史料館所蔵記録5.2.3.12-1「日露戦役関係、外国船舶拿捕抑留関係事件英国船之部」第三巻、また遠藤源六「日露戦役国際法論」明治大学出版社、一九〇八年、三〇六一―一頁。

(21) ベイホー号事件のあらましについては『日本外交史辞典』新版、山川出版社、一九九二年、「ベイホー号事件」の項、および『日本外交文書』第十三巻、文書三三四附屬書一を参照。関係する外交文書は同右、第二巻二冊、文書二六二、二七七、二九

九、三一七、三七五、三七九、三八八、四一一、四一四、四四七、五〇〇。同卷三冊、文書五一三、五三〇、五三三、五三四。第四卷一冊、文書二九三—三〇二、第五卷、文書二八三—五、第六卷、文書一九三一—六、第七卷、文書二六八—七一、第八卷、文書一八八—二〇四、第九卷、文書一八五—九六、第十一卷、文書一八一—三、第十三卷、文書二三四—五、第十六卷、文書一七〇および一七二。

(22) 下関砲撃事件については、大塚、前掲書、六七—八八頁、大熊、前掲書、一九二—二〇九頁、石井、前掲書、二五五—三五四頁、入江、前掲書、一七二—八頁。

(23) 返還の経緯については鶴飼、前掲書、三七四—九八頁、下村、前掲書、一二四—八頁、渡邊實「幕末・明治時代における国際法への関心と賠償問題」『日本歴史』第二五号、一九五〇年、一九—二〇頁。関係する記録としては『日本外交文書』第八卷、文書一六四—七、第九卷、文書一八一—四、第十四卷、文書一九三—六、第十五卷、文書一九三—二〇〇、第十六卷、文書一六四—九、第十八卷、文書二六三—七、および *Papers Relating to the Foreign Relations of the United States* (後 *Foreign Relations of the United States*), 1883, pp. 603—7.

(24) 本件に関する基礎史料は『日本外交文書』大正十年一冊下巻、文書七七九—九〇。また外務省外交史料館所蔵記録 1. 6. 3. 2—13—8「米艦機関長「ラングトン」射殺一件」。

(25) よく知られるように、近年日本政府に対して、いわゆる「戦後補償」の要求が数多く寄せられている。しかし日本政府は、基本的にこれらの要求に応じていない。政府が補償に応じない理由の一つとして、しばしば指摘されるのが、「かりに一つの要求に応じれば、そのことが別の国からの同種の要求を誘発するのではないか」との懸念が払拭できないから、というものである。これこそまさに「多国間の文脈」が、賠償意思の形成に重要な影響を及ぼしている好例であろう。

(26) 本件に関する史料としては、外務省外交史料館所蔵記録 5. 3. 2. 292「清国革命動乱ニヨル本邦人損害要償一件」全八巻がある。国家間賠償の実施条件に関する一考察(伊藤)

るが、とくに第六巻と第七巻に所収の、以下の文書を参照。大正三年八月十七日付小幡駐華臨時代理公使発加藤外相宛郵便機密第三六三号（賠償実施の経緯）。大正三年十月三日付日置駐華公使発加藤外相宛郵便機密第四三九号別紙（査定詳細）。

大正三年十月六日発日置駐華公使発加藤外相宛電信第七四三号（元金の受領完了報告）。大正四年一月十七日発日置駐華公使発加藤外相宛電信第二十号（利子受領の報告）。大正四年二月一日付日置駐華公使発加藤外相宛郵便機密第三三三号別紙甲号

（利子受領の経緯）、同乙号（最終賠償額）。大正四年三月二三日付日置駐華公使発加藤外相宛郵便第五十号（各国の受領額）。

(27) 下関砲撃事件については註(22)の文献を参照。

(28) 取極書の本文は外務省条約局『旧条約彙纂』第一巻第一部、一九三〇年、二二二―二六頁。

(29) 渡邊、前掲論文、十九頁。すでに触れたように、この下関償金については、あまりに不当との議論がアメリカ国内で生じ、

一八八三（明治十六）年になって、アメリカが受領した分の全額が日本に返されている（返還の経緯については註(23)の文献を参照）。

(30) 事件の概要については、佐藤三郎「中華民國第二革命時に起つた兗州・漢口・南京の日中紛争三事件について」『山形大学紀要（人文科学）』第六巻三号、一九六八年。白井勝美『日本と中国』原書房、一九七二年、三六一―四〇頁。関係する外交文書は『日本外交文書』大正二年二冊、文書四一六、四一八、四二〇―一、四二四―三四、四三六―四七、四五二、四五三―七、四九九―六五、四六八―七五、四七七―八、四八〇、四八二、四八四―八、四九〇―五〇七、五〇九―一〇、五一二、五一七、五一九―二〇、五三三―七、五二九―四八。

(31) 本件に関しては、今井清一「大島町事件・王希天事件と日本政府の対応」（藤原彰・松尾尊允編『論集現代史』筑摩書房、一九七六年に所収）および田原洋『関東大震災と王希天事件』三一書房、一九八二年。仁木ふみ子『震災下の中国人虐殺』青木書店、一九九三年。川島真『関東大震災と中国外交』『現代中国研究』第四号、一九九九年。関係する外交文書は『日本外

交文書」大正十二年一冊、文書四五四一八七。外務省外交史料館所蔵記録「6.0.0.512」本邦震災並救護關係雜件  
東地方震災關係」および外務省外交史料館所蔵記録6.3.1.8-17-16「震災及救済關係雜件（別冊）関東地方震火災之  
件支那人ノ被害及救済ニ関スル件」全五卷。

(32) 大正十三年二月二五日付顧外交総長發芳沢駐華公使宛書翰の附屬書（前掲「震災及救済關係雜件（別冊）関東地方震火災之  
件支那人ノ被害及救済ニ関スル件」第四卷に、大正十三年三月四日付芳沢駐華公使發松井外相宛郵信機密第二二六号別紙と  
して収録）による。

(33) ただし、日本側は正式な賠償こそ拒絶したものの、現実には多数の中国人が震災を境に姿を消したことにについては遺憾とした。  
そして、慰藉料として二十万円を提供することを決め、中国側に申し出ている。しかしこの提案も、その他の懸案に紛れて  
結局立消えとなつてしまった。

(34) ハワイ移民入国拒絶事件については、森田栄「布哇日本人發展史」眞栄館、一九一五年、五七六一八一頁、木原隆吉編著  
「布哇日本人史」文成社、一九三五年、四七八一八八頁、入江寅次「邦人海外發展史」上巻、移民問題研究会、一九三八年、  
一六六一九〇頁、相賀安太郎（深芳）「五十年間のハワイ回顧」「五十年間のハワイ回顧」刊行会、一九五三年、四〇一七頁、  
ハワイ日本人移民史刊行委員会「ハワイ日本人移民史」増補再版、ハワイ報知社、一九七七年、一五〇一二頁。關係する外  
交史料としては「日本外交文書」第三十卷、文書四三〇一五二五、第三二卷二冊、文書六八三三七〇二がある。

(35) 同右、第三二卷二冊、文書七〇〇。

(36) 事件の詳細については「日本外交文書」第一卷一冊、文書二〇六以下、および石井、前掲書、八一―一六頁、岡義武「黎明  
期の明治日本」未來社、一九六四年、三一―七頁。なお負傷者の人数は「日本外交文書」第一卷二冊、文書五四五に拠る。

(37) 同右、第一卷二冊、文書四八八、五四〇、五四五。

国家間賠償の実施条件に関する一考察（伊藤）

- (38) 防毅令事件については、唐沢たけ子「防毅令事件」『朝鮮史研究会論文集』第六集、一九六九年。田保橋潔「近代日鮮関係の研究」下巻、朝鮮総督府中枢院、一九四〇年（一九六四年覆刻）、五三一—三四頁。明治期外交資料研究会「日清講和関係調査書集」第一巻、クレス出版、一九九四年、七二—四頁。防毅の制度については「日本外交文書」第二五巻、文書一五五附属書。両国の交渉に関する外交記録は同右、第二三巻、文書一六七—七六、第二三巻、文書八六一—〇五、第二五巻、文書一二五—五七、第二六巻、一三九—二〇二。
- (39) この最後通牒に関しては、発出されたあと、清国から日本に「日本が兵力を朝鮮に送るならば、清国も同様の措置を取らざるをえない」との意向が伝えられたため、日本側は妥協を余儀なくされた（『日本外交文書』第二六巻、文書一七八。および林董「後は昔の記他」『東洋文庫、一九七〇年、七〇—二頁』）。
- (40) 本件の詳細は、伊藤、前掲「大正期における日本の国家間賠償（一）」四八—九頁。関係する外交史料は「日本外交文書」大正八年二冊下巻、文書二二八—三一九、一二九—二一六、二二九八、一三〇四。
- (41) 同右、大正八年二冊下巻、文書二二八五。
- (42) 国際法における、国家責任と賠償のしくみについては、以下の文献を参照。水垣進「国際法に於ける国家責任論」有斐閣、一九三八年。田畑茂二郎「国際法Ⅰ」新版、有斐閣、一九七三年（第二編第五章）。入江、前掲書。伊藤、前掲「明治前期における日本の国家間賠償（二）」二二七—三〇頁。なかでも水垣の著書は、当時の国際社会で、いかなるルールが実際に確立されていたのかを知るのに有益である。
- (43) 本件については、伊能嘉矩「台湾文化志」下巻、刀江書院、一九二八年、九七五—九頁、伊藤信哉「一九世紀後半の日本における近代国際法の適用事例—神戸税関事件とスエレス号事件—」『東アジア近代史』第三号、二〇〇〇年を参照。また本件に関する外交史料は、外務省外交史料館所蔵記録4.2.5.158「帝国軍艦八重山厦門沖ニ於テ英国汽船「スエレス」号捜

檢二関シ損害賠償一件」(主要部分は「日本外交文書」第二八卷二冊、文書二二八二一九四に収録)。

(44) このうち賠償の約束に関しては、のちにスエレス号の所有者が、賠償を要求しない旨の意思を明かにしたため、実行されずに終った(同右、第二八卷二冊、文書二二九四附記二)。

(45) 天橋丸事件については「日本外交文書」第二七卷二冊、文書七五五附屬書一一四、文書七七五―八三。

(46) 同右、第二七卷二冊、文書七八三附記一。なお天橋丸の関係者は、清国が無理であれば日本政府が損害を補填するよう求めていたが、これについても「法律上、そのような義務はない」として、これを拒否している。

(47) 湖南事件について、詳しくは伊藤、前掲「大正期における日本の国家間賠償(一)」五〇―一頁。また関係史料は、外務省外交史料館所蔵記録4.2.5.188―2「在支本邦人ノ被害関係雜件(別冊)湖南事件」全三巻を参照(主要部分は「日本外交文書」大正九年二冊下巻、文書七一―八三、大正十年二冊、文書三三六―七九、大正十一年二冊、文書四五二―六六に収録)。

(48) 本件について詳しくは「日本外交文書」第三七・三八卷別冊二、第二章、文書一六五―一六九。また外務省外交史料館所蔵記録5.2.3.12―5「日露戦役関係、外国船舶拿捕抑留関係雜件 独国船之部」第二巻。

(49) ドイツ賠償問題について、その概略については伊藤、前掲「大正期における日本の国家間賠償(二)」四〇―二頁。より詳しくは以下の文献を参照。大蔵省「明治大正財政史」第二十巻、財政経済学会、一九三九年、五〇―一六〇頁。岡野鑑記「第一次大戦における賠償及戦債問題」日本評論社、一九四六年。斎藤、前掲書、三〇―一〇頁。外務省臨時平和条約事務局第一部「平和条約ニ基ク賠償問題経過調査」一九二一年九月末調、外務省外交史料館蔵(官扱二五)。外務省条約局第三課「賠償問題」(「第六十回帝國議會參考資料 条約局第三課調査」下巻、一九三一年、外務省外交史料館蔵(議JY二七))に所収) 一―三六頁。同「第六十七回帝國議會參考資料 条約局第三課調査」一九三四年、外務省外交史料館蔵(議JY四〇)。

国家間賠償の実施条件に関する一考察(伊藤)

(50) 戦費については前掲『明治大正財政史』第一巻、一九四〇年、三四七頁。損害額については前掲『平和条約ニ基ク賠償問題経過調査』四—五頁。なお戦費については、シベリア出兵の分を含む。

(51) 『日本外交文書』大正九年三冊下巻、文書七—一六(損害額に関する政府の査定案については、文書七—一別電—も参照)。日本側は、当初の十五億円弱という数字を、いったん八億千六百万円弱にまで引き下げたが、さらに何度か修正を行い、最終的には四億円程度にまで減額している。

(52) ほかの例を挙げると、たとえば現代において、戦争による個人の損害について、意思決定者が「戦争被害の個人補償は時代の流れである」と判断し、被害者に直接賠償するという決定を下したとする。このとき、彼の賠償意思の形成に対して、そのような「歴史的趨勢」が大きな影響を及ぼしたということが出来る。

ただ注意すべきは、右のような「歴史的趨勢」が、実際にはきわめて主観的なものであるという点である。右の「戦争被害の個人補償」のような、同時代的な変化の場合に特に顕著であるが、そのような「時代の流れ」が本当に存在するのか、客観的に判断できないことも稀ではない。

(53) 鄭家屯事件について詳しくは、鹿島守之助『日本外交史』第十一巻、鹿島研究所出版会、一九七一年、三三四—七二頁。伊藤、前掲『大正期における日本の国家間賠償(一)』四五—六頁。関係する史料は『日本外交文書』大正五年二冊、文書六三—三—八—一、大正六年二冊、文書五五—五—一—八七。

(54) 死者の数は同右、大正五年二冊、文書六九—一—による。

(55) 寛城子事件について詳しくは、伊藤、前掲『大正期における日本の国家間賠償(一)』四九—五〇頁。また関係する外交史料は『日本外交文書』大正八年二冊下巻、文書八八—八—九五—六。

(56) なお、寛城子事件での賠償要求に関しては、事件直後の長春在留邦人大会で、「由来支那人間二ハ日本人ヲ殺傷スルモ相当賠償金ヲ支払ヘハ無事ニ問題ヲ解決シ得ヘシトノ一般的信念アリ故ニ此際斯ノ如キ輕侮的態度ヲ一掃スル為賠償金問題ハ可成交渉条件トシテ提出セザル事」と決議されている(『日本外交文書』大正八年二冊下巻、文書九〇八)。鄭家屯事件に加えて、このような過去の諸事例からの学習結果も、日本政府の交渉方針に影響を及ぼしたかもしれない。

(57) 林董は回顧録の中で、彼が駐清公使として賠償金の英貨換算を行った際、庫平銀が「清国貨幣量目中の最も不定なる者なることを発見した」と述べている(林、前掲書、二六七―八頁)。この時の庫平銀両の量目確定に関しては、大蔵省内明治財政史編纂会『明治財政史』第二巻、明治財政史発行所、一九二六年、一五三―一六八頁。

(58) 『日本外交文書』第二八卷二冊、文書一〇八九附記二、四二五頁。

(いとう しんや・神田外語大学非常勤講師)

[連絡先: s-ito@cool.ne.jp]